

令和 7 年 第 2 回

菊陽町議会 4 月臨時会会議録

令和 7 年 4 月 21 日

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会 4月臨時会会議録

令和7年4月21日（月）開会

菊陽町議会

1. 議事日程

(令和7年第2回菊陽町議会4月臨時会)

令和7年4月21日

午前10時開議

於 議場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第1号から同意第2号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号））

日程第10 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線堀川函渠築造工事））

日程第11 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事））

日程第12 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽杉並木公園拡張整備水路改築工事））

日程第13 報告第5号 令和6年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第14 議案第33号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区））

日程第15 同意第2号 菊陽町固定資産評価員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚	洋	議員	2番	吉村	恭輔	議員
3番	藤本	昭文	議員	4番	馬場	功世	議員
5番	廣瀬	英二	議員	6番	矢野	厚子	議員
7番	大久保	輝	議員	8番	西本	友春	議員
9番	佐々木	理美子	議員	10番	中岡	敏博	議員
11番	布田	悟	議員	12番	佐藤	竜巳	議員

13番 甲斐榮治議員

14番 岩下和高議員

15番 上田茂政議員

16番 小林久美子議員

17番 坂本秀則議員

18番 福島知雄議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん

書記 牟田修人さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 吉本孝寿さん

教育長 二殿一身さん

総務部長 村上健司さん

住民生活部長 吉本雅和さん

健康福祉部長 梅原浩司さん

産業振興部長 山川和徳さん

都市整備部長 荒牧栄治さん

総務課長 平征一郎さん

財政課長 今村太郎さん

税務課長 岡本勇人さん

建設課長 出田稔さん

下水道課長 坂田悟さん

施設整備課長 鈴木理さん

総務課総務法制係長 高山智裕さん

教育部長 矢野博則さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） ただいまから令和7年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番岩下和高議員、15番上田茂政議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求める説明員の職氏名は、配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 町長提出承認第1号から同意第2号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第4、町長提出承認第1号から同意第2号までの10件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、令和7年第2回菊陽町議会臨時会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。急を要する案件が生じましたので、本日、臨時会をお願いしたところでございます。

それでは、提案をしております10件の付議事件について提案理由を申し上げます。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例の一部を改正したもので、主な改正点は、新たな所得控除の新設、二輪車の車両区分の見直し、災害に関する特例規定の廃止、市町村たばこ税の特例規定の新設などであります。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したもので、改正点は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額の基準の改正であります。

承認第3号は、令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から5億345万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を249億9,872万9,000円と定めるものであります。

承認第4号は、令和6年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、資本的収入の予定額において、収入を2,600万円増額し、7億3,273万9,000円と定めるものであります。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和6年第2回菊陽町議会定例会で議決をいただきました菊陽空港線堀川函渠築造工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和7年3月13日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和6年第3回菊陽町議会定例会で議決をいただきました菊陽第二地区7号街区公園整備工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和7年3月13日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和6年第4回菊陽町議会臨時会において議決いただきました菊陽杉並木公園拡張整備水路改築工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和7年3月24日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号は、令和6年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰り越した令和6年度菊陽町下水道事業会計の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。繰越額は、2億8,874万9,019円であります。

議案第33号は、菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、現在整備を進めている菊陽空港線で長塚区を通過する箇所において、函渠構造物及び大型ブロック積みを設置するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

同意第2号は、菊陽町固定資産評価員の選任についてであります。

吉本雅和固定資産評価員の後任として、町の税務課長でもあります岡本勇人氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（福島知雄議員） 日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（岡本勇人さん） それでは、承認第1号専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、1つ目が、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策のための新たな所得控除、特定親族特別控除の新設になります。

2つ目が、軽自動車税種別割のうち、二輪車の車両区分が見直しになります。

3つ目が、災害に関する特例規定のうち、平成28年熊本地震と平成30年7月豪雨に関する減額措置の廃止になります。

4つ目が、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例規定の新設になります。

それでは、7枚進めていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側

が改正後になっております。なお、改正には、マイナンバー法など関係法令等の条項の改正及び追加、追加に伴う項ずれなどもありますので、主なものについて御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

第18条は、公示送達に関するもので、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするための改正でございます。

1ページの下のほうから2ページになりますが、第34条の2は、所得控除に関するもので、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から新たに新設された所得控除、特定親族特別控除を加えるものです。特定親族とは大学生年代の19歳以上23歳未満の親族のことと、配偶者特別控除のように一定の所得を超えた場合でも親族が受けられる控除の額が、段階的に遞減する仕組みとなっています。

6ページを御覧ください。

第82条は、軽自動車税種別割の税率に関するものです。現行の50cc原付バイクは、令和7年11月からの排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産、販売の継続も困難となることから、二輪車の車両区分の見直しが行われております。具体的には、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を現行の50cc原付バイクと同額の2,000円とするものです。

12ページを御覧ください。ここから附則になります。

附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関するものです。これまで、同地震により被災した住宅用地の課税標準に対する特例措置及び減失、損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地内で取得等した家屋に係る固定資産税の減額措置がそれぞれ行われてきておりましたが、今回の法改正により廃止されております。

14ページを御覧ください。

附則第10条の5は、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関するものです。先ほどの熊本地震同様、これまで行われてきた特例措置や減額措置が今回の法改正により廃止されております。

18ページを御覧ください。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関するものです。加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばことの税負担差を解消するため、当分の間の措置として課税方式の見直し規定が新設されております。具体的には、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税するなどの見直しが行われております。

最後に、議案の5枚目に戻っていただき、附則を御覧ください。

附則第1条、施行期日になります。第1条において、この条例は令和7年4月1日から施行

する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしております。第1号の規定は令和8年1月1日からの施行、第2号の規定は令和8年4月1日からの施行、第3号の規定は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

附則の第2条から第6条までは、各規定の経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（福島知雄議員） 日程第7、承認第2号専決処分の承認を求めるについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（岡本勇人さん） 承認第2号専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の主な改正は2つで、国民健康保険税の課税限度額の引上げと国民健康保険税を軽減す

る所得判定基準についてであります。

それでは、2枚進めていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側が改正後になっております。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

国民健康保険税条例の第2条は、国民健康保険税の課税額についての規定になります。第1項が略となっておりますが、第1項には、国民健康保険税の課税額は世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計額とするとされております。また、第2項、第3項、第4項において、それぞれの課税限度額が定められております。今回の主な改正の1つ目が、この課税限度額の改正になります。

第2項の改正は、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に引き上げるものであります。

第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

2つ目が、第23条になります。第23条は、所得の少ない世帯に対して均等割額及び平等割額を減額する規定で、第1号が7割減額について、第2号が5割減額について、第3号が2割減額について、それぞれ定められています。

今回の改正は、第2号の5割軽減額及び第3号の2割減額に関するもので、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げることにより、軽減世帯の対象を広げるものです。

1ページの第23条第1項の改正は、先ほどの第2条第3項の改正に伴う改正になります。

2ページをお開きください。

第2号の5割減額では、被保険者1人につき加算する金額29万5,000円を30万5,000円に引き上げるものであります。

3ページをお開きください。

第3号の2割減額では、被保険者1人につき加算する金額54万5,000円を56万円に引き上げるものであります。

最後に、議案の2枚目に戻っていただき、改正文附則を御覧ください。

附則第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、すいません、着席のままよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○16番（小林久美子議員） 承認第2号専決処分の承認を求めるについて、今回は国民健康保険税の課税限度額の引上げです。今でも高い国保税なのですが、ますます限度額が上がると負担が重くなるということで、この承認第2号について反対をします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））

○議長（福島知雄議員） 日程第8、承認第3号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） おはようございます。

それでは、承認第3号の専決処分の承認を求めるについては、令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についての御説明となります。

3月の定例会以降に確定しました各種交付金や国県支出金などに関係した予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告の上、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問についてお答えさせていただきます。

それでは、議案書の承認第3号、続きまして専決処分書、データでは3枚目となりますが令

和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）を御覧ください。ここからはA4横の資料となり、申し上げるページはこの補正予算からを1ページとしており、資料の右下、もしくは右上に記載してあります。

それでは、早速1ページ目となります。

令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から5億345万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を249億9,872万9,000円と定めました。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の補正、第4条では地方債の補正をそれぞれ定めています。

2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、この内容につきましては11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で、後ほど御説明させていただきます。

続いて、7ページ、8ページとなります。

第2表の繰越明許費補正です。7ページの1の追加は、10件の事業について年度内の完了ができないため追加するもので、続きまして8ページの2の変更は、2件の事業につきまして事業の進捗状況などにより限度額を変更するものです。

続いて、9ページとなります。

第3表の債務負担行為補正です。1の変更で、1件の事業について事業の実施状況により限度額を変更するものとなります。

続いて、10ページとなります。

第4表の地方債補正です。1の変更で、4件の事業について事業費が確定したことにより限度額を減額するものとなっております。

それでは、補正予算の内容を御説明いたします。15ページとなります。

ここから2の歳入になりますが、主に収入実績や交付決定などにより増減しているものとなります。補正額の大きなものについて御説明をさせていただきます。

まず、款の1町税、項の1町民税、目の1個人、節区分1の現年課税分は、実績により所得割均等割の合計として4,710万1,000円を増額しております。

続いて、目の2法人は、実績により2,339万3,000円増額しています。

続いて、18ページとなります。

款の5株式等譲渡所得割交付金、項の1株式等譲渡所得割交付金、目の1株式等譲渡所得割交付金は、実績により3,245万3,000円増額しています。

また、一番下の枠の款の7地方消費税交付金、項の1地方消費税交付金は、実績により9,214万8,000円増額しています。

続きまして、20ページとなります。

款の13地方交付税、項の1地方交付税、説明欄の特別交付税は、実績により4,222万6,000円増額しています。

同じページの2つ下枠になりますが、款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金、節区分6児童手当負担金は、昨年度途中に制度改正が行われまして、国庫負担率が高まったことにより3,985万1,000円増額しています。

続いて、21ページとなります。

款の18県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金、節区分の5児童手当負担金は、先ほどの説明と同様に制度改正がありました、国庫負担率とは逆で県の負担率は下がったことにより2,807万4,000円減額しています。

続いて、22ページとなります。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節区分の3農業振興費補助金、説明欄4番目の強い農業づくり総合支援交付金は、菊池地域農業協同組合が新たに整備するニンジン選果場の補助分であり、今回一部工事の入札が完了したことで事業費の一部が確定したことにより2億3,309万5,000円減額しています。

こちらについては、後ほど歳出のほうでも御説明いたします。

続きまして、23ページとなります。

款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の2ふるさと寄附金は、実績により3,500万円減額しているものですが、令和6年度決算においては、令和5年度収入額よりも約1,800万円の収入増となる見込みとなっております。

続いて、同じ23ページの下の枠になりますが、款の21繰入金、項の2基金繰入金では、歳出の確定及び一般財源の収入増により、目の1財政調整基金繰入金を2億9,000万円、目の3公共施設整備基金繰入金を7,000万円、目の8学校建設基金繰入金を5,000万円、目の13総合スポーツ施設整備基金繰入金を200万円、それぞれ減額しております。

歳入は以上となりまして、続いて25ページをお開きください。

ここからは3の歳出となります、主に入札や申請等の実績による予算残の減額及び実績に基づく時間外勤務手当の増額となっております。

説明は、補正額の大きなものについて行います。

まずは、30ページを御覧ください。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童措置費、節区分の19扶助費、説明欄の児童手当は、実績により1,470万円減額しています。

また、同じ30ページの下の枠の款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節区分の19扶助費、説明欄の子ども医療費助成は、実績により1,300万円減額しています。

続いて、31ページとなります。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費、節区分の12委託料、説明欄の予防接種委託料は、実績により2,497万9,000円減額しています。

続いて、32ページとなります。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の18負担金、補助及び交付

金、説明欄補助金の上から3番目、強い農業づくり総合支援交付金は、先ほど歳入でも御説明いたしました菊池地域農業協同組合が新たに整備するニンジン選果場の整備事業において、整備費用が一部確定したことによりまして2億3,309万5,000円減額しております。

続いて、36ページ一番上の枠となります。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の防災行政無線デジタル化更新整備工事は、入札により整備費用が確定したことにより1,511万6,000円減額しております。

最後に、40ページとなります。

一番下の枠の款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため187万2,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号））

○議長（福島知雄議員） 日程第9、承認第4号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号））を議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） 承認第4号の専決処分の承認を求めるについては、令和6年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月21日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるも

のであります。

内容について御説明します。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を2,600万円増額し、7億3,273万9,000円としております。

資本的収入額が資本的支出額に対し2億8,900万7,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容は上段に記載しております。

続いて、2ページを御覧ください。

第3条、企業債の補正につきまして、流域関連公共下水道事業分の限度額を2,600万円増額し、2億8,200万円とし、全体の限度額を5億60万円としております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。

資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、先ほど御説明した流域関連公共下水道事業分で2,600万円増額し、5億60万円とするものです。これに関しましては、熊本県との協議により令和7年3月21日付で総額5億60万円の企業債同意をいただいたことから、その同意額に合わせるため増額を行ったものです。

次の6ページからは、補正後の令和6年度予定キャッシュフロー計算書などの予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違え、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第10 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線堀川函渠築造工事））

○議長（福島知雄議員）　日程第10、報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線堀川函渠築造工事））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん）　それでは、報告第2号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和6年第2回菊陽町議会定例会において議決いただきました菊陽空港線堀川函渠築造工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下であり、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分事項として指定されたものに該当するため、令和7年3月13日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第2号。専決処分書。専決処分日は令和7年3月13日です。

1、契約の目的、菊陽空港線堀川函渠築造工事。2、変更契約金額、2億7,506万9,222円。当初契約金額2億8,380万円でしたので、873万778円の減額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、坂本・士野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

それでは、契約内容の変更について御説明いたします。

2枚お開きいただき、参考資料の全体平面図を御覧ください。

本工事は、全体平面図の中央付近の赤色の旗揚げで示しました堀川部分に函渠構造物、いわゆるボックスカルバートを整備したものでございます。

次に、1枚めくっていただき、変更概要図を御覧ください。

変更内容の主なものについては、変更概要図に基づき説明いたします。

まず、土工についてです。当初計画では盛土材に使用する土砂の運搬を計上しておりましたが、発注後に他工事から土砂の流用が可能になったことから、土砂運搬数量が4,845.1立方メートルから1,340.3立方メートルに数量の見直しを行い、工事間流用によるコストの縮減を図ったものでございます。この数量変更による変更額は358万8,480円の減額となっております。

次に、カルバート工についてです。当初計画ではカルバートの設置作業のため両側に仮設足場設置を計上しておりましたが、受注者から仮設通路を設置することで足場設置が不要となる提案があったことから数量を変更したものです。この変更による変更額は260万1,505円の減額となっております。

次に、護岸復旧工についてです。護岸復旧工のコンクリートブロック積みについて、既設コ

ンクリートブロックとすりつけを現場で再確認した結果、112.1平方メートルから83.4平方メートルに数量の見直しを行ったものです。この変更による変更額は252万3,842円の減額となっております。

次に、舗装工についてです。本工事の完了に伴い、仮設道路から現道へ切替えに当たり、表層工及び上層路盤工を275.1平方メートル追加変更しました。また、路床材について他工区からの流用としておりましたが、土質試験の結果、路床材の基準を満たすものではなかったため、路床材を717.8立方メートル購入をいたしました。これら舗装工における変更額は190万7,164円の増額となっております。

次に、構造物撤去工についてです。前回工事で設置していた布製型枠の処分について施工実績に合わせて変更を行ったもので、197.8トンから165.7トンに数量を見直し、この変更による変更額は188万662円の減額となっております。

次に、その他の数量の変更については、大型土のう撤去において数量の見直しを行ったもので、変更額は4万3,453円の減額となっております。

今回の変更については、受注者と協議を行った上で数量等を見直し、減額変更を行っております。

最後に、本工事については、3月25日に竣工検査を終えており、同日、町へ引渡しを受けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線堀川函渠築造工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事））

○議長（福島知雄議員） 日程第11、報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、報告第3号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和6年第3回菊陽町議会定例会において議決いただきました菊陽第二地区7号街区公園整備の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超える、かつ1,000万円以下であり、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分事項として指定されたものに該当するため、令和7年3月13日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第3号。専決処分書。専決処分日は令和7年3月13日です。

1、契約の目的、菊陽第二地区7号街区公園整備工事。2、変更契約金額、8,369万9,645円。当初契約金額8,228万円でしたので、141万9,645円の増額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町津久礼792番地21、株式会社東築建設、代表取締役甲斐浩二でございます。

それでは、契約の変更内容について御説明いたします。

2枚お開きいただき、参考資料の位置図を御覧ください。

全体平面図の左側の赤で7号街区公園と表示しておりますが、今回の工事箇所になります。

次に、1枚めくっていただき、平面図を御覧ください。

主な変更概要について説明をいたします。

まず、雨水排水整備工についてです。公園内のU型側溝にて利用者の安全性を図るため、グレーチング蓋を98メートル追加しております。この変更による変更額は100万7,820円の増額となっております。

次に、その他工種の数量変更についてです。まず、地元からの要望により、ごみステーションを整備したことに伴い、コンクリート舗装を6.2平方メートル追加いたしました。次に、今後の維持管理のため舗装端部に地先境界ブロックを32メートル追加し、地先境界ブロックを496メートルから528メートルに数量の見直しを行ったものです。次に、公園南側駐輪場の安全確保及び車両の駐車禁止のため、車止めを2基追加しました。次に、駐輪スペースにおいてスマーズな駐輪を図るため、区画線を44.4メートル追加いたしました。その他工種の数量変更による変更額は41万1,825円の増額となっております。

今回の変更につきましては、受注者と協議を行った上で数量等を見直し、増額変更を行っております。

最後に、本工事については、3月26日に竣工検査を終えており、同日、町へ引渡しを受けており、4月4日に公園名を新町西さくら公園として供用開始しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽第二地区7号街区公園整備工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第12 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽杉並木公園拡張整備水路改築工事））

○議長（福島知雄議員） 日程第12、報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽杉並木公園拡張整備水路改築工事））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（鈴木 理さん） 報告第4号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和6年第4回菊陽町議会定例会において議決いただきました、菊陽杉並木公園拡張整備水路改築工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和7年3月24日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

1、契約の目的、菊陽杉並公園拡張整備水路改築工事。2、変更契約金額、1億1,148万8,689円。当初契約金額は1億1,429万円でしたので、280万1,311円の減額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5087番地3、太照・武藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社太照工業、代表取締役池内大介でございます。

次に、工事変更内容について、主なものについて御説明いたします。

2枚めくっていただきて、参考資料の1ページ、変更概要図をお開きください。

図面上部が北側になり、主な変更内容は図面右上に記載しております。黒字が当初、赤字が変更になります。また、引き出し線により変更箇所を示しております。

①プレキャストU型水路についてです。図面中央、青色部分が本工事で改築した水路になり、図面左側が西側、下流側になります。プレキャストU型水路について、当初179メートルで計画していましたが、現場の施工実績により、178メートルに数量を見直したものでございます。

続きまして、②土水路（張コンクリート工）についてです。水路上流東側及び水路下流西側②土水路（張コンクリート）の表示箇所になります。土水路を保護するため、張コンクリートを施工しておりますが、現場の施工実績である156平方メートルから105平方メートルに数量を見直したものでございます。

続きまして、③重力式擁壁です。水路上流の東側③重力式擁壁の表示箇所になります。水路南側に重力式擁壁を築造する計画ですが、重力式の土留め擁壁を延長し、当初計画していた12.8メートルから20メートルに数量を見直したものでございます。

続きまして、④マットレス基礎になります。水路中央付近及び水路上流部の④マットレス基礎の表示箇所を御覧ください。プレキャストボックスの基礎について、当初、車両が通行する範囲のプレキャストボックスの基礎をマットレス工法にて計画しておりましたが、現場で支持力確認試験を実施したところ、必要な地耐力が確認されたため、マットレス基礎から碎石基礎へ見直したものでございます。

続きまして、⑤工事用仮設道路になります。⑤工事用仮設道路の表示箇所を御覧ください。当初、購入土にて工事用仮設道路を計画しておりましたが、県工事による搬入土砂を利用することで工事間利用による建設コストの縮減を図ったものでございます。

続きまして、⑥仮設排水路になります。水路下流部及び水路上流部⑥仮設水路の表示箇所を御覧ください。工事用仮設道路と同様に、県工事による搬入土砂を利用することで工事間利用による建設コスト縮減を図ったものです。

そのほか、工事実績の数量が確認できるものについては数量などを見直し、設計図書の変更を行っております。

今回の変更については、受発注者と協議を行った上で数量等を見直し、合計280万1,311円の減額変更を行っております。

1ページめくっていただいて、参考資料の2ページを御覧ください。

構造物詳細図になります。右上のプレキャストボックス標準断面図を御覧ください。

先ほど御説明しました④マットレス基礎ですが、赤色網かけのマットレス基礎186平方メートルを中止し、図面左上のプレキャストボックス標準断面図【一般部】の構造に見直したものでございます。

続きまして、図面左下の工事用仮設道路標準断面図を御覧ください。

先ほど御説明しました⑤工事用仮設道路ですが、当初、図面の赤色網かけされている路盤に再生クラッシャーランを使用し、路体盛土には現場発生土と再生クラッシャーランを混合した土砂を使用する計画でしたが、県が実施している工事から良質な土砂の提供があったことから、路盤及び路体盛土に使用する再生クラッシャーランの購入が不要となったものでございます。

続きまして、図面の右下、仮設排水路断面図を御覧ください。

先ほど御説明しました⑥仮設水路ですが、当初、図面の赤色網かけされている盛土（混合土）について、工事用仮設道路と同様に再生クラッシャーランを県から提供があった搬入土に見直し、再生クラッシャーランの購入が不要になったものでございます。

最後に、本工事については、現在も施工中で令和7年6月30日までに竣工する予定です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽杉並木公園拡張整備水路改築工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第5号 令和6年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、報告第5号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） 令和6年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は汚水事業（未契約分）ほか11事業であります。

翌年度繰越額につきましては、次のページの最後の段の建設改良費の合計に記載しておりますように、予算計上額4億198万円のうち、翌年度繰越額は2億8,874万9,019円であります。この財源といたしましては、国県支出金などで国庫補助金が1億1,660万円、企業債が1億5,790万円、損益勘定留保資金が1,424万9,019円しております。

それでは、計算書の1ページに戻っていただき、繰り越しました主な理由について御説明いたします。

まず、汚水事業に関する事業としましては、1段目の汚水事業（未契約分）につきまして、県道大津植木線の多車線化に伴い管渠の布設替え工事の実施計画を予定しておりましたが、熊本県との協議に時間を要したため発注が困難となりました。

2段目の菊陽町公共下水道事業計画変更業務委託におきましては、半導体関連企業立地に伴う排水対策事業との調整で期間を要したため、年度内の完了が困難となりました。

次に、雨水事業に関する事業としましては、次のページの1段目の雨水事業（未契約分）において、花立雨水排水工事に伴う土地境界に關しまして、地権者との協議に期間を要したため、年度内の発注が困難となりました。

次に、改築・更新事業に関する事業としましては、5段目の改築更新・地震対策事業（未契約分）において、3か所の汚水中継ポンプ場の通信回線機器の仕様変更見直しに期間を要したため年度内の発注が困難となり、繰り越したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号令和6年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第33号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区））

○議長（福島知雄議員） 日程第14、議案第33号工事請負契約の締結について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第33号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約金額、4億9,500万円。

4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町沖野2丁目8番12号、沢・北川特定建設工事共同企業体、代表者、有限会社沢産業、代表取締役黒澤慎太郎でございます。

次に、本工事の場所及び概要について御説明いたします。

2枚めくっていただきて、全体平面図を御覧ください。

図面は、左側が北となり、赤色に着色した箇所が今回の工事箇所です。菊陽空港線で長塚地区を通過する箇所においては、函渠構造物、いわゆるボックスカルバートで整備することとしております。今回は、1工区として長塚地区の北側部の54.8メートルを整備するものでございます。

次に、1枚めくっていただきて、概要図を御覧ください。

本工事の内容を説明いたします。

左上の平面図を御覧ください。

今回施工する箇所は、ボックスカルバート延長50メートルのうち、赤色で示しました30メートルと、大型ブロック積み延長24.75メートル、面積207.3平方メートルになります。なお、青

色で示したボックスカルバート20メートルは次回工事となります。

左下のボックスカルバート標準断面図を御覧ください。

今回の工事施工に当たっては、ボックスカルバート基礎の良質土置換を、先行工事で施工しているため、赤色で示した本工事の目的物となる函渠構造物ボックスカルバート幅8.2メートル足す8.2メートル、高さ6.3メートルを30メートル築造いたします。なお、青色で示している道路側溝や舗装工については、次回工事のボックスカルバート築造の完了後に別途工事で施工いたします。

次に、概要図右上の大型ブロック積み展開図、断面図を御覧ください。

道路の土留めを目的として、大型ブロック積みを設置いたします。大型ブロック積みについては、設置延長は24.75メートル、設置高さは6.97メートルから7.79メートルとなり、面積合計は207.3平方メートルを設置いたします。

最後に、工期については、令和7年12月19日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）の入札結果等について御説明させていただきます。

まず、参考資料の3ページ、条件付一般競争入札概要となります。

本件につきましては、設計金額及び工事内容などから、入札の方式を開札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査型の条件付一般競争入札とし、1月20日の指名審査会を経て条件を決定した上で、2月27日に公告しております。

初めに、総括事項です。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が5億238万7,600円、税込みの落札価格が4億9,500万円で、落札率が98.53%となっております。

続いて条件ですが、共同企業体の構成員数については2者もしくは3者としました。

次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員及びその他の構成員どちらも菊陽町内に主たる営業所を有することとしております。

次の格付等級については、代表構成員が菊陽町の土木一式格付ランクAを有すること、その他の構成員が菊陽町の土木一式格付ランクBもしくはCを有することとしております。

次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要なとび・土工工事業の許可業者を1者以上含むこととしました。

続いて、次の4ページを御覧ください。

次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事において、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、とび・土工工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有することとし、3か月以上の雇用関係にある者としました。また、代表構成員については、下請代金の合計額が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者

証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置することとしております。その結果、5共同企業体から入札がありました。

最後に入札結果ですが、条件付一般競争入札の開札は3月19日に執行しまして、入札に参加した共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあつた1番目の沢・北川特定建設工事共同企業体について、3月24日に資格審査を実施しまして落札者と決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号について賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 同意第2号 菊陽町固定資産評価員の選任について

○議長（福島知雄議員） 日程第15、同意第2号菊陽町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（村上健司さん） それでは、同意第2号菊陽町固定資産評価員の選任について説明いたします。

町の固定資産評価員につきましては、町の税務課長を充てるべく、令和6年4月に当時の吉本雅和税務課長を固定資産評価員に御承認いただきましたが、本年4月1日に住民生活部長として異動いたしました。固定資産評価員は充て職ではございませんが、町としましては、税務課長を固定資産評価員に充てたいと思っております。

また、現固定資産評価員の吉本住民生活部長から本年4月30日をもって固定資産評価員を辞

したいとの願いが出されまして、辞職を承認したところでございます。

そこで、現税務課長の岡本勇人氏を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岡本勇人氏の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

経歴についてですが、平成8年4月に菊陽町に採用され30年目になります。様々な部署を経験し、現在は2度目の税務課勤務であり、町長が行います固定資産の価格決定の補助をする者として適任でございますので、御同意いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違え、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時9分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島知雄

菊陽町議会議員 岩下和高

菊陽町議会議員 上田茂政

菊陽町議会議録  
令和7年第2回4月臨時会

令和7年4月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 ぎょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919